

地域子育て支援拠点事業

1. 事業の目的及び内容

目的

子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的としています。

内容

子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てに関する相談援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施、地域支援活動の実施など各種事業を実施する。

2. 地域子育て支援拠点の名称等

拠点の名称：千早赤阪村地域子育て支援センター ai♡げんき（平成23年4月開設）

場所：げんき保育園内

住所：千早赤阪村大字小吹68-912

開設日時：月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後3時

利用対象者：村内に居住する就学前児童とその保護者

3. 平成23年度延べ利用実績

	児童数	保護者数	合計
4月	4	4	8
5月	6	8	14
6月	21	20	41
7月	25	18	43
8月	19	16	35
9月	19	20	39
10月	17	17	34
11月	31	30	61
12月	23	20	43
1月	16	15	31
2月	26	25	51
3月	23	20	43
合計	230	213	443

平成24年度延べ利用実績

	児童数	保護者数	合計
4月	72	58	130
5月	50	43	93
6月	54	51	105

※ 平成24年度より、毎週月曜日に保健センターで出張ひろば「のびのびげんきひろば」を開催。

4. 平成23年度事業費の内訳

・委託料（7,400,000円） ※委託先：社会福祉法人 千早赤阪福祉会 げんき保育園

5. 活動例

- ・子育て育児相談（電話相談・面接相談）・お出かけ・制作・運動あそび・英語あそび
- ・お話の会・お外であそぼ・水遊び・泥んこ大会・夏祭り・マタニティー教室・食育講座等

6. 周知方法等

- ・月1回「ai♡げんきだより」を発行（別紙参照）
- ・広報紙、ホームページ

7. 児童福祉法抜粋

第六款 子育て支援事業

第二十一条の八 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようすることその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

第二十一条の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

- 一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
- 二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
- 三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

補足説明資料 02

千早赤阪村地域子育て支援拠点事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村民が安心して子どもを生み育て、地域全体で子育てを支えられるような社会環境の形成に寄与することを目的として行う地域子育て支援拠点事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、千早赤阪村とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を適正な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等（以下「法人等」という。）に委託することができる。

(実施場所等)

第3条 事業は、認可保育所又は公共施設等を活用して行うこととする。

2 事業は、次に掲げる型で実施するものとする。

- (1) ひろば型 常設の集いの場を設け、子育て家庭の親及びその子（以下「子育て親子」という。）が気軽に集い、地域の子育て支援機能の充実を図る取り組みを実施する型
- (2) センター型 地域の子育て支援情報の収集及び提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に出向いた地域支援活動を実施する型

(利用対象者)

第4条 事業を利用できる者は、村内に居住する就学前児童及び保護者とする。

(事業内容)

第5条 この事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進
 - (2) 子育てに関する相談、援助の実施
 - (3) 地域の子育て関連情報の提供
 - (4) 子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施
- 2 センター型については、前各号に加え、地域支援活動を実施するものとする。

(職員の配置等)

第6条 村長は、事業の実施にあたり、次の各号に従い、当該各号に掲げる職員を置かなければならない。

- (1) ひろば型 子育て親子の支援に関して意欲があり、子育ての知識・経験を有する専任を2名以上（非常勤でも可）配置すること。
 - (2) センター型 育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者であって、地域の子育て事業に精通した専任の者を2名以上（非常勤でも可）配置すること。
- 2 前項の職員は、職務上知り得た個人情報については、業務以外に用いてはならない。

(関係機関等との連携)

第7条 法人等の実施者は、事業を円滑に実施するため、子ども家庭センター、保健所、児童委員（主任児童委員）及び医療機関との連携を密にするよう努めなければならない。

(事業を実施する手続等)

補足説明資料 02

第 8 条 法人等の実施者は、あらかじめ事業の実施について基本事業計画等を立案し、村と協議の上、村長の承認を得なければならない。

2 法人等の実施者は、毎年度末又は事業終了後に、事業の実施状況等について報告しなければならない。

(相談等の記録及び報告)

第 9 条 法人等の実施者は、相談等の内容について、子育て相談記録票（様式第 1 号）に記録しなければならない。当月分の利用状況について、子育て支援拠点利用状況報告書（様式第 2 号）により翌月の 10 日までに、村長に提出するものとする。

(費用負担)

第 10 条 事業を利用した場合の利用料金は、原則として無料とする。ただし、材料費等にかかる実費相当額は、利用者の負担とすることができる。

(委託料)

第 11 条 村長が事業を実施するに当たり負担する経費は、国庫補助基準額とし、契約書に基づき支払うものとする。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する

補足説明資料 02

様式第 1 号

子育て相談記録票

施設名								
日時	年 月 日 ()				午前	午後	時	分
相談者	氏 名		性別 年齢	男女 歳	続柄	父	母	
	住 所	(TEL —)						
	家族構成 ()人	(備考)						
相談事項	1 食事 2 排泄 3 睡眠 4 身体・健康 5 言葉 6 情緒 7 社会性 8 生活習慣 9 医学的問題 10 その他 ()							
相談内容								
回答内容・ 処理状況								
処理区分	即時回答	後刻回答	他機関へ紹介 ()		未処理・その他 []			

補足説明資料 02

様式第 2 号

子育て支援拠点利用状況報告書

施設名					特記事項
利用状況					
日（曜日）	児童数	保護者数	小計		
1（ ）					
2（ ）					
3（ ）					
4（ ）					
5（ ）					
6（ ）					
7（ ）					
8（ ）					
9（ ）					
10（ ）					
11（ ）					
12（ ）					
13（ ）					
14（ ）					
15（ ）					
16（ ）					
17（ ）					
18（ ）					
19（ ）					
20（ ）					
21（ ）					
22（ ）					
23（ ）					
24（ ）					
25（ ）					
26（ ）					
27（ ）					
28（ ）					
29（ ）					
30（ ）					
31（ ）					
合 計					

千早赤阪村地域子育て支援センター事業委託契約書

千早赤阪村地域子育て支援センター事業の委託について、千早赤阪村（以下「甲」という。）と社会福祉法人げんき保育園（以下「乙」という。）との間で、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、千早赤阪村地域子育て支援拠点事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく事業を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（実施の方法）

第2条 乙は、別添の実施要綱により、委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を実施するものとする。

（委託料）

第3条 甲は、国の基準額により乙に委託料を支払うものとする。

2 乙は、適正な手続きに従って次項に規定する指定月に委託料の支払いを請求し、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して事業実績報告書を提出しなければならない。

3 甲は、本事業の円滑な遂行を図るため第1項の規定による委託料を9月及び翌年3月の2期に各々その半額を支払うものとする。ただし、委託料に変更があった場合は、翌年4月中に精算するものとする。

4 甲は、前項の規定により乙から請求を受けた場合は、当該請求のあった日から30日以内に委託料を支払うものとする。

（委託期間）

第4条 委託期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。

（履行場所）

第5条 委託業務の履行場所は、大阪府南河内郡千早赤阪村大字小吹68番地の912とする。

（契約内容の変更）

第6条 事業計画の全部又は一部の変更により、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（調査等）

第7条 甲は、委託期間中において必要があると認められるときは、いつでも乙の帳簿等を調査し、また、乙に対して資料の提出を求めることができる。

（再委託の禁止）

第8条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（権利義務譲渡等の禁止）

第9条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（秘密の保持）

第10条 乙は、受託した事業により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約の期間満了又は解除後においても、また同様とする。

（賠償義務）

第11条 乙はその責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に被害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

補足説明資料 03

(契約の解除等)

第 12 条 甲は、契約の期間中であっても、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても、甲は、その責を負わない。

(1) 乙の責めに帰する理由により履行期間までに委託業務が完了しないとき、又は完了の見込がないとき。

(2) 乙が、その責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

(遡及条項)

第 13 条 この契約の効力は、平成 24 年 4 月 1 日から生じるものとする。

(疑義等の決定)

第 14 条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 24 年 4 月 2 日

甲 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地
千早赤阪村
村 長 松 本 昌 親

乙 大阪府南河内郡千早赤阪村大字小吹 68 番地の 912
社会福祉法人 千早赤阪福祉会 げんき保育園
理事長 向 井 秋 久

業 務 委 託 仕 様 書

1. 業務の名称

平成 24 年度地域子育て支援センター事業

2. 業務内容

センター型で実施するものとする。

(1) 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進

子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置や子育て親子間の交流を深める取組等の地域支援活動の実施

(2) 子育てに関する相談、援助の実施

子育てに不安や悩みなどを持っている子育て親子に対する相談、援助の実施

(3) 地域の子育て関連情報の提供

子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報の提供

(4) 子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施

子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、月 1 回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施

(5) 地域支援活動を実施

① 子育て支援を必要とする家庭等の支援のため、集会所、ちびっこ広場等の公共施設等に出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施すること。

② 地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される場合には、当該家庭への訪問など、関係機関との連携・協力により支援を実施すること。

3. 委託料

国の基準額とし、予算の範囲内で支払うものとする。

4. 実施方法

上記業務を実施するにあたっては、「千早赤阪村地域子育て支援拠点事業実施要綱」に基づき、委託業務を行うものとする。

5. 実施場所

大阪府南河内郡千早赤阪村大字小吹 6 8 番地の 9 1 2

社会福祉法人 千早赤阪福祉会 げんき保育園

6. 委託期間

平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日までとする。

村の就学前児童の状況（平成24年4月1日現在）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
就学前児童数	25	28	32	43	28	41	197
保育園在園児童数	5	10	13	20	11	19	78
他市町保育園在園児童数	1	1	0	1	0	1	4
幼稚園在園児童数	0	0	0	20	16	20	56
未就園児童数	19	17	19	2	1	1	59

補足説明資料05

☆七夕の無い☆ (煙草詩)

☆挨拶めそび☆ (数子約)

※9日(月)までに予約してください。

※2日(月)までに予約して下さい。(雨天中止)

※13日(金)までに予約してください。

☆酒色あそび☆ (煙草)

☆B&Gオール☆
(数子約)

(烟叶)

※6月29日(金)までに予約してください。

☆お外であそぼ☆
時間…10時から

場所…小吹台
第1ちびっこ広場
一緒に公園で
遊びましょう！

時間・・・10時～11時30分

毎週月曜日に保健センターで、地蔵子育て支援センターのスタッフ（保健士）による、絵本、紙芝居、エプロンシアター、おちや制作などを予定しています。遊びに来てくださいね。

時間： 9時30分～10時

※13日(金)までに予約してください。

保青園のお友だちと

ださひ。

(烟叶)

※6月29日(金)までに予約してください。

げん志

げん志

げん志

げん志

げん志

駐馬島 (15分可)

げん志

保濟

ain

保濟

千早赤阪村 地域子育て支援センター aiのげんき

(0721) 72-7868

【げんぎん器】は月～金曜日の9時～15時まで開設しています。

センター型

地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に出向いた地域支援活動を実施します。

- 実施主体 市町村（特別区を含む。）
ただし、社会福祉法人、NPO法人、民間事業者などへの委託等も可。
- 基本事業 ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
②子育て等に関する相談・援助の実施
③地域の子育て関連情報の提供
④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
※上記①～④に加え、地域支援活動の実施
- 従事者 保育士や看護師など、育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者で、地域の子育て事情に精通した者（2名以上配置）
- 実施場所 保育所等の児童福祉施設、公共施設など
- 開設日数等 週5日以上、1日5時間以上

※子育て支援センター（小規模型指定施設）については平成21年度までの経過措置とし、センター型やひろば型へ移行



Q 保育所にセンター型が併設されている意義や効果はどのようなものですか？

A 保育所は約2万3千箇所、日本全国にくまなく整備されています。すべての保育所に地域子育て支援拠点を設置できるわけではありませんが、地域全体の子育て支援拠点としての意識をもつことで、地域に網の目のように子育てのネットワークを作ることができます。また、一時的な保育や、保育士、栄養士、看護師による子育て相談などの専門機能、さらに園庭や園舎、年令にあった遊具など、保育所が本来持っている機能を活かすことができます。保育所は子育て支援拠点として大きな社会資源となっており、センター型併設の効果は大きいと言えます。

Q 子育て親子の支援に保育士がかかわる意義、効果を教えてください。

A 子育て中の親御さんからの相談には、発達・健康・しつけといった様々な内容のものが寄せられます。保育士は保育の専門家として、子どもの育ちや暮らし、生活全般からみた視点からアドバイスすることが出来ます。また直接子どもと関わりをもつことにより、子どもの育ちへの援助が行えます。

Q センター型の職員について、資格要件はありますか？

A 育児、保育に関する相談指導について相当の知識・経験を有する者で、地域の子育て事情に精通している者として、保育士等の資格者を想定していますが、適切に事業が実施できると認められるのであれば、資格の有無は要件としていません。

Q 一日5時間以上の開設ですが、保育園児の午睡との兼ね合いはどのようにしていますか？

A 各国により、環境が違いますので一概には言えませんが、保育室から独立した環境が整っている場合にはほとんど支障なく5時間の開設が出来ます。保育室と隣接していたり、環境的にゆとりがない場合などは午睡の時間帯は静かに過ごしたり、園庭や屋上を活用するなどして、園児との共存を図りながら活動をすすめています。また利用者にも午後の活動にあたっては、在園児への影響も十分に理解してもらいながら、参加するようにしてもらっています。

Q 地域に出向いて行なう地域支援活動は具体的にどのように行なわれているのでしょうか？

A 多くのセンターで、地域にある公園に保育士が出向くという活動を行っています。この指とまれ方式で三々五々に集まるという形態や、体操、運動遊び、紙芝居や手遊び、歌などでお楽しみの時間を設ける場合もあります。また、公民館や地区の会館などに、一時的なひろばを開く場合もあります。園から遊具などを持ち込んで何も無い部屋が、遊びのひろばに変身します。

Q 地域支援活動の実施など、職員の業務態勢はどのようになっているのでしょうか？

A センター型では2名以上の職員が配置されていますが、主に、1名はセンターにおける業務、もう1名は地域に出向いた活動を行うことを想定しています。この地域支援活動については、実施回数・方法など要件を定めていませんが、子育て支援拠点の設置状況によりセンターまで出向いてくることができない親子などのため、それぞれの地域のニーズ等に応じて取り組む必要があります。